

平成21年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

2項 職業訓練費

経済・雇用政策総室（内線：7223）→事業実施：雇用人材総室

1目 職業訓練総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源			備考
				国庫支出金	起債	内記 その他 一般財源	
認定訓練助成事業	15,829	14,969	860	6,920		8,909	
トータルコスト	19,972千円（前年度18,471千円）						
従事する職員数	正職員：0.5人						
主な業務内容	補助金申請書の審査・交付決定、補助金の支払、実績報告書の審査・額の確定						

事業内容の説明

1 事業の概要

県内で認定職業訓練を実施する団体に対して運営費を助成し、雇用労働者の能力開発及び能力向上を図る。

2 事業内容

【補助制度の概要】

(1) 補助対象

認定職業訓練を実施する団体

（対象予定団体：建築大工関係4校、左官関係1校、建築板金関係1校、自動車整備関係1校、想定訓練生数225人）

(2) 補助金算定額

厚生労働省の定める補助基準額等を用いて算定

・訓練生のうち雇用保険加入者が5人以上いる場合は、雇用保険加入している訓練生数に応じた国庫補助あり（県負担額の1/2）

3 平成20年度との変更点（補助対象要件を緩和）

【平成20年度】

①補助要件
雇用保険加入している訓練生が5名以上
②補助額
雇用保険加入している訓練生数に応じて助成（国補助対象）

【平成21年度】

①補助要件
訓練生総数が5名以上（雇用保険加入数は不問）
②補助額
訓練雇用保険加入している訓練生が5人以上で、雇用保険加入している訓練生数に応じて助成（国補助対象）
＋
家族従事者等の理由で雇用保険に加入できない訓練生数に応じて助成（県単独補助）

国補助対象

県単独補助

全訓練生数	雇用保険加入訓練生数	雇用保険非加入訓練生数
5人以上	5人以上	1~5人以上
	0~4人	
4人以下	認定訓練の認可基準を満たさないため補助対象外	

（斜線）：平成20年度までの補助対象

（点線）：要件緩和により新たに補助対象

【要件緩和の背景】

建築大工等の職種の場合、一人親方の子供が訓練生となるケースもあるが、親子関係にある場合は雇用保険に加入できないため補助対象外。そのため、この補助対象外の訓練生に係る訓練経費が認定職業訓練校の負担となり、後継者育成に向けた障害となっていた。

（参考：認定職業訓練とは）

⇒事業主が雇用する労働者に対し実施する職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める訓練基準に基づくと知事が認定したもの。職種に関する基礎的な知識や技能について、座学と実技を交えて習得させている。